環境省告示第二十号平成十五年三月六日

改 正 平平 成成 ++ 九七 年年 一五 月月二十 十六 六日 日環 環境 境省 省告 告示 示第 第四 -+号号

土 壌 汚 染 対 策 法 施 行 規 則 平 成 + 兀 年 環 境 省 令 第二 + 九 号) 第  $\equiv$ + 六 条 第 兀 号 口 及 び 別 表 第 五.

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 二  $\mathcal{O}$ (2) $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 搬 出 す る 汚 染 土 壤  $\mathcal{O}$ 処 分 方 法 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 定  $\Diamond$ る

搬出する汚染土壌の処分方法

土 壌 汚 染 対 策 法 施 行 規 則 以 下 規 則 と V う。 第 三 + 六 条 第 匹 号 口 及 び 別 表 第 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ =  $\mathcal{O}$ (2) $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 環 境 大 臣 が 定  $\Diamond$ る 方 法 は 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン لح す る

次  $\mathcal{O}$ イ か 5 ホ ま で に 掲 げ る 土 壤  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 U 当 該 1 カン 6 ホ ま で 12 定  $\Diamond$ る ところ に ょ る

1 第 溶 出 量 基 準 規 則 第 + 兀 条 第 項 第 号 に 規 定 す る 第 溶 出 量 基 準 を 1 う。 以 下 同 じ

第 に 種 適 特 合 定 L 有 な 害 1 物 汚 質 染 を 状 態 11 う。 12 あ る 以 下 土 同 壤 じ 第 種 に ょ 特 ŋ 定 汚 有 染 害 3 物 れ 質 た t 規  $\mathcal{O}$ 則 第 に 限 五 る 条 第 項 第 次  $\mathcal{O}$ 号 1 ず に れ 規 か 定 す に る ょ

ること。

(1)

令 廃 と 棄 1 物 う。  $\mathcal{O}$ 処 理 第 及 七 75 条 清 第 掃 十 に 兀 関 号 す る イ 法 12 掲 律 げ 施 る 行 産 令 業 廃 昭 棄 和 物 兀  $\mathcal{O}$ + 最 六 終 年 処 政 分 令 場 第 で 三 百 あ 号。 0 7 廃 以 棄 下 物 廃  $\mathcal{O}$ 処 棄 理 物 及 処 び 理

(2)Ł 海 条 清 海  $\mathcal{O}$ 洋 第 掃 海 洋 12 に 12 洋 限 接 汚 関 項 汚 る。 染 す 続 染  $\mathcal{O}$ る す 防 許 等 法 以 る 止 可 及 令 を 律 下 公 び 受け 共 同 海 昭 と じ 用 上 た 7 水 災 和 う。 ŧ 域 兀 害 + に カン  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 5 五. 従 防 以 第 年 除 0 止 7 五. 下 法 去 に さ 条 律 埋 . 関す 第二 産 第 立 れ 業 百 場 た る 項 三 廃 所 土 法 + 及 等 砂 棄 律 び 物 七 <del>(</del>汚 施 第三 号。 海 遮 行 洋 泥 断 令 項 汚 を 型 以 含 染 処 下 に 昭 分 等 規 む 和 定 場 廃 及 匹 び す 棄 十六 と る 海 を 物 基 V 処 上 1 年 う。 う。 潍 災 理 政 法 害 令 水 以  $\mathcal{O}$ 第二 لح に 防 底 下 土 搬 7 止 同 う。 ľ 百 入す に 砂 関 号。 ること。 海 す る に 洋 第 又 以 法 + 係 律 は 下 る 五

口 規 則 ハ 第 及 び 十 八 = 条 に 掲 第 げ る 項 ŧ  $\mathcal{O}$ 基  $\mathcal{O}$ を 準 除 に く。 適 合 せ ず、 次  $\mathcal{O}$ か 1 つ、 ず 第二 れ か に 溶 ょ 出 る 量 基 準 12 適 合 す る 汚 染 状 態 に あ る 土 壌

に

排

出

す

ること。

昭

和

兀

+

五

年

法

律

第

百

 $\equiv$ 

+

六

号)

第

+

条

第二

項

第

兀

号

に

規

定

す

る

場

所

を

1

う。

以

下

同

U.

(1)次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か  $\mathcal{O}$ 最 終 処 分 場 に 搬 入 す る

(1)Ł 条 第  $\mathcal{O}$ 廃 棄 項 以 物 下  $\mathcal{O}$ 処 許 理  $\overline{\phantom{a}}$ 令 可 般 を 第 受 廃 五. け 条 棄 た 第 物 管 ŧ 項 理  $\mathcal{O}$ 型 又 12 処 掲 は 分 廃 げ 場 棄 る 物 般 کے 処 1 理 廃 う。 棄 法 第 物 九  $\mathcal{O}$ 条 最  $\mathcal{O}$ 終 =処 分 第 場 項 で あ  $\mathcal{O}$ 規 0 て、 定 に 廃 ょ る 棄 届 物 出 処 が 理 さ 法 第 れ た 八

十 五. 廃 条 棄 第 物 処 項 理  $\mathcal{O}$ 令 許 第 可 七 を 条 受け 第 + た 兀 t 号  $\mathcal{O}$ ハ に 。 以 掲 下 げ る 産 産 業 業 廃 廃 棄 棄 物 物 管  $\mathcal{O}$ 理 最 型 終 処 処 分場」 分場 で とい あ 0 7 廃 棄 物 処 理 法 第

(p)

- (2)次  $\mathcal{O}$ 7 ず れ か に よること。
- (1)外  $\mathcal{O}$ 海 埋 洋 立 汚 場 染 所 防 等 止 に 令 第 排 出 五. すること。 条第二項及 び 第三 項 E 規定 す る基準 に 従 って (1)に 掲 げ る 最 終 処 分場

以

- (p) 府 あ る 県 (1)0 Ł 7 知 に  $\mathcal{O}$ は 掲 事  $\mathcal{O}$ う げ 主 ち、 市 る 長。 壌 最 汚 排 終 . 染 処 以 出 分場 下 対 す 策 同 ること U. 以 法 外 施 が 0 行 が 令 適 埋 当 認 <u>\( \frac{1}{2} \) \( \frac{1}{2} \)</u> 平  $\Diamond$ で 場 所 た 成 あ ŧ 等 る + 0 で 兀 ŧ に 年 あ  $\mathcal{O}$ 排 政 とし ってこ 出 令 すること。 第三 て 当 れ 百三十 5 該 0 埋 <u>\f</u> 最 六 場 終 号) 処 所 分場 等 第  $\mathcal{O}$ + لح 区 · 条 域 同 に 等 を 規 管 0) 定 構 轄 す 造 す る を る 市 都 有 す 12 道
- ハ る 以 7 海 第 下 ょ ŧ 規 うと 洋 則  $\mathcal{O}$ に 判 汚 第 種 す 十八 限 定 染 特 基 る。 る 等 定 条 準 有 金 及 第 省 害 属 び 令 等 海 物 <del>---</del> 次 を 質 項 上 含 とい 0) 災 に 0 *\*\ む 害 ょ 基 ずれ 準 う。 廃 り  $\mathcal{O}$ 12 汚 棄 防  $\overline{\phantom{a}}$ 染さ 適 物 か 止 合せ に 第 に に ょ 係 関 れ ず、 ること。 た 条第二項 る す 判 る ŧ 定 か 法  $\mathcal{O}$ 基  $\mathcal{O}$ つ、 律 文 Ś 準 施 第二 ち、 は を定 行 第三 令 溶 8) 当 第 項 る 五. 該 出 んに規 量 省 土 条 基準に 令 第 壌 定す を 昭 項 水 適 る 和 に 底 基 土 合する汚染状 兀 規 準 定 + 砂 ع に す 八 適 4 年 る 合 総 埋 な L L 理 <u>\forall \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\foral</u> 態 な 場 た 府 場 に いこととな 令 所 あ 第 等 合 六 る に 12 土 号。 排 お
- (1)次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か  $\mathcal{O}$ 最 終 処 分 場 に 搬 入 すること。
- (1) 般 廃 棄 物 管 理 型 処 分 場 埋 <u>\f</u> 場 所等で あ る Ł 0) を除
- (p) 産 業 廃 棄 物 遮 断 型 処 分場

1

壤

出

- (n) 産 業 廃 棄 物 管 理 型 処 分 場 埋 <u>\f</u> 場 所 等 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ を除
- (2) $\mathcal{O}$ 埋 海 <u>\f</u> 洋 場 汚 所 染 等 防 に 止 排 令 出 第 すること。 五. 条 第二 項 及 び 第  $\equiv$ 項 に 規 定す Ź 基 準 に 従 0 て (1) 12 掲 げ る最 終 処 分場 以

外

- = 7 第 判 規 定 則 基 第 種 準 特 + 凣 省 定 条 令 有 第 第 害 物 条 質 項 第  $\mathcal{O}$ に ょ 基 項 準 り 及 に 汚 び 適合せる 染 第三 さ れ ず、 項 た に ŧ 規 か  $\mathcal{O}$ 定 つ、  $\mathcal{O}$ う す る基 ち、 第二 当 準 溶 に 該 出 適 土 量 基 合することとなる 壤 準 を に 水 適 底 土 合する汚 砂 と 4 ŧ 染 な  $\mathcal{O}$ 状 に 態 た 限 場 に る。 合 あ る に お 土 1 壌
- (1)次  $\mathcal{O}$ **,** \ 次 ず  $\mathcal{O}$ V) れ ず か れ に か ょ  $\mathcal{O}$ ること。 最 終処分場に搬 入すること。
- (1) 一般廃棄物管理型処分場
- (p) (v) 産 産 業 業 廃 廃 棄 棄 物 物 管 遮 理 断 型 型 処 処 分 分 場
- (2) 次のいずれかによること。
- (1)外  $\mathcal{O}$ 海 埋 洋 汚 立 染 場 防 所 等 止 令 12 第 排 出 五. す 条第二項及 ること。 び第三 項に 規定する基準 -に従 0 て (1) 12 掲 げ る 最 終 処 分場 以
- (p) 管 理 (1)型 に 远 掲 分 げ 場 る لح 最 同 終 等 処 分  $\mathcal{O}$ 場 構 造 以 を 外 有  $\mathcal{O}$ す 埋 る <u>\( \frac{1}{2} \)</u> ŧ 場 所  $\mathcal{O}$ 等  $\mathcal{O}$ う で ち、 あ 0 て 排 出 \_\_ す 般 ることが 廃 棄 物 管 適 理 <u>当</u> 型 で 処 あ 分 る 場 Ł 又  $\mathcal{O}$ は と 産 業 て当 廃 棄 該 物

埋 <u>\f</u> 場 所 等  $\mathcal{O}$ 区 域 を 管 轄 す Ś 都 道 府 県 知 事 が 認 8 た t  $\mathcal{O}$ に 排 出 す ること。

ホ 規 則 第 十 八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 基 準 に 適 合 か つ、 同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 基 進 に 適 合 L な *\* \ 汚染 状 態

に

あ

る

土

壌 次のいずれかによること。

(1)

次

 $\mathcal{O}$ 

1

ず

n

カン

 $\mathcal{O}$ 

最

終

処

分場

に

搬

入すること。

- (1) 一般廃棄物管理型処分場
- (凹) 産業廃棄物遮断型処分場
- (V)十 五. 廃 条 第 棄 物 処 項 理 令  $\mathcal{O}$ 許 第 七 可 を 条 受 第 け + 兀 た 号 ŧ  $\mathcal{O}$ 口  $\mathcal{O}$ 12 う 掲 ち、 げ る 搬 産 業 入することが 廃 棄 物  $\mathcal{O}$ 最 .適 終 処 で 分場 あ る で ŧ あ  $\mathcal{O}$ 0 とし て 廃 て 棄 そ 物  $\mathcal{O}$ 処 所 理 在 法
- 定 産業廃棄物管理型処分場

を

管

轄

す

る

都

道

府

県

知

事

が

認

 $\Diamond$ 

た

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

- (2) 次のいずれかによること。
- (1)外 海  $\mathcal{O}$ 埋 洋 立 汚 場 染 所 防 等 止 12 令 排 第 出 五. す 条 ること。 第二 項 及 び 第三 項 E 規 定 する基 潍 に 従 0 て (1)に 掲 げ る 最 終 処 分場

以

(p) 管 埋 立 理 (1)場 型 に 所 処 撂 等 分 げ 場 る  $\mathcal{O}$ 区 لح 最 域 同 終 を 等 処 管 分  $\mathcal{O}$ 轄 場 構 す 造 以 る を 外 都 有  $\mathcal{O}$ 道 す 埋 府 る 立 県 場 t 知 所  $\mathcal{O}$ 事  $\mathcal{O}$ 筡 が う で 認 ち あ 8 0 た 排 て t 出  $\mathcal{O}$ す 般 に る 廃 排 棄 出 لح 物 すること。 が 管 適 理 当 型 で 処 あ 分 る 場 ŧ 又  $\mathcal{O}$ は لح 産 L 業 7 廃 当 棄 該 物

第

地

 $(\mathcal{V})$ る  $\mathcal{O}$ 埋 都 海 道 洋 立 府 汚 場 染 県 所 知 等 防 事 で 止 令 が あ 認 第 9 7  $\Diamond$ 五. た 排 条 ŧ 出 第 す  $\mathcal{O}$ に 項 ること 排 第 出 号に すること。 が 適 当 規 で 定 あ す る る 基 ŧ 準  $\mathcal{O}$ لح に 従 7 0 当 て 該 埋 (1)立 に 場 掲 げ 所 等 る 最  $\mathcal{O}$ 終 区 域 処 を 分 管 場 以 轄 外 す

壤 条 物  $\mathcal{O}$ る 質 特 第 廃 所 棄 を 規 定 在 項 地 有 物 則 う。 及 を 第 害 処 管 び 物 三 理 第二 轄 質 法 条 す を 第 第 主 る 項 + 抽 都  $\mathcal{O}$ 壤 項 五. 出 第 道 基 汚 条 又 準 染 第 府 は <del>---</del> に 号 県 分 対 適 項 解 策 に 知 す 事 合させることを 法 規  $\mathcal{O}$ る方 許 が 定 平 認 す 可 法  $\Diamond$ 成 る を 受 た 汚 +に け t ょ 兀 染 た 年 土  $\bigcirc$ ŋ 産 に 1 除 法 壤 う。 去 業 お 律 を 7 第 廃 し、 11 て、 五. う。 棄 を + 物 除 三号) 汚 行 去 処 以 染 わ 下 理 L 土 せ た 施 同 第二 壌 ることが  $\overset{\text{\tiny }}{\overset{\text{\tiny }}{\cup}}$ 後 設 そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 条 浄 土  $\mathcal{O}$ 化 第 他 壤  $\mathcal{O}$ を 適 浄  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 当 行うこと。 項 汚 化 施 で 染 設 に あ 汚 状 規 で る 染 あ 態 定 す 0 ŧ を 土 て、 る 壌 規  $\mathcal{O}$ と 則 特 12 汚 含 第 定 7 有 ま 染 十 そ 土 八 害 れ

が 適 セ メ 1 で 等 ン  $\mathcal{O}$ あ 卜 原 る 等 材 を Ł 料 製  $\mathcal{O}$ とし と 造 L す て て る 利 そ た 用  $\mathcal{O}$ 8 すること。 所  $\mathcal{O}$ 在 施 地 設 を で 管 あ 轄 0 て、 す る 都 汚 染 道 府 土 県 壤 を 知 事 セ メ が 認 ン  $\vdash$  $\Diamond$ た 等 t  $\mathcal{O}$ 原  $\mathcal{O}$ 12 材 料 お کے 1 て、 L 7 汚 利 染 用 土 す 壊を ること セ